

岡山市販売促進補助金Q & A

(第3版)

令和2年10月29日

1 補助対象となる取り組み

Q 1-1 「販売促進の取り組み」の具体例はどのようなものか？ 取り組みの種類別に示してほしい。

(答) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した売り上げを回復するために行った、次の(1)から(4)のいずれかに該当する取り組みが補助対象となります。それぞれの取り組み例の一部は次のとおりです。

※補助対象となる経費については、「4 対象となる経費」及び「5 補助対象となる経費」をご確認ください。

(1) 広告宣伝・広告デザイン作成委託

【例】 テレビ CM・新聞広告・タウン誌広告・フリーペーパー掲載・Web 広告の掲載
チラシ・DM・パンフレット等の作成・配布、ホームページの開設・更新

(2) クーポン・割引券のデザイン作成委託

【例】 クーポン・割引券の作成・発送、Webでのクーポン配信

(3) ノベルティ・サンプル品等作成委託

【例】 タオル・ボールペン・ポケットティッシュ等ノベルティの作成。サンプル品の作成・発送

(4) インターネット販売サイト出店、展示会等出展

【例】 Web 展示会への出展、オンライン商談会に参加、インターネット販売サイトに出店、展示会等に出展

2 補助額

Q 2-1 (1)から(4)までの取り組みを1つでも行えば、10万円(または20万円)もらえるのか？

(答) 「事業継続支援金」とは異なり、要件を満たしさえすれば支給されるものではありません。

「補助金」とは、対象となる事業(補助事業)の内容があらかじめ決められていて、その事業を行った際に要した経費の一部について支給されるものです。また実際にその事業を行った証拠と経費を支払った証拠が必要です。

「販売促進補助金」の場合で言うと、まず(1)から(4)の取り組みを行い、その取り組みの具体的な内容と、取り組みに要した経費について実施報告書に記載し、そのうえで証拠書類として取り組みを行ったことが確認できる写真もしくは成果物の写しと、記載したすべての経費についての領収書等を添えて、申請書や他の添付書類とともに提出していただきます。

なお、取り組みのために使ったお金がすべて経費として認定されるわけではありません。補助対象とならない経費もありますので、パンフレットの【補助対象とならない経費の一覧】をご確認ください。

提出された書類一式を審査したうえで、不備がなければ、経費の範囲内で補助金が支給されることとなります。補助金の額についてはQ2-3を参照してください。10万円(または20万円)は上限額であって支給額ではありません。

Q 2-2 「事業継続支援金」・「事業向上補助金」とは何がどう違うのか？

(答) まず「支援金」と「補助金」の性格の違いについてはQ2-1に示した通りです。「支援金」は要件を満たす事業者であれば一律に受給でき、その用途も制限がありませんが、「補助金」は要件を満たす事業者が補助事業(取り組み)を行った場合に、その取り組みに要した経費の一部を支給するものであり、補助金を補助事業以外の目的に使用することはできません。また補助金で購入した財産を無断で処分することは禁止されています。

「事業向上補助金」は新型コロナウイルスに対応した事業内容見直しの取り組みを補助対象としており、「販売促進補助金」は、経済活動の回復期における販売促進の取り組みを補助対象としています。

補助対象事業者等は下表のとおりです。

	販売促進補助金 (7月20日に受付開始する補助金)	事業向上補助金 (6/15から受付している補助金)	事業継続支援金 (5/1から受付している支援金)
支給金額	小規模事業者: 上限 10 万円 中小企業者: 上限 20 万円 ※補助対象経費(税抜き)の範囲内で支給(千円未満切り捨て)	小規模事業者: 上限 10 万円 中小企業者: 上限 20 万円 ※補助対象経費(税抜き)の範囲内で支給(千円未満切り捨て)	小規模事業者: 10 万円 中小企業者: 20 万円 ※いずれも定額を支給
用途	補助事業以外の目的には使用できない	補助事業以外の目的には使用できない	制限なし
対象事業者 (規模・業種)	主たる事業所が岡山市内にある小規模事業者・中小企業者(商工業者)	主たる事業所が岡山市内にある小規模事業者・中小企業者(商工業者)	主たる事業所が岡山市内にある小規模事業者・中小企業者(商工業者ほか) ※6月に対象業種が拡大されました
対象事業者 (売上高の減少率)	令和2年2月～10月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比20%以上の減少	令和2年2月～8月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比50%以上の減少 ※7月に対象月が延長されました	令和2年2月～10月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比20%以上の減少 ※6月に対象月が延長されました
対象期間 (取組着手～支払完了)	令和2年5月14日～11月30日	令和2年2月1日～9月30日 ※7月に対象期間が延長されました	—
問い合わせ先 郵送申請先	岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会瀬戸支所、 岡山商工会議所(事業所の所在地を管轄する商工団体)		

Q 2-3 実際にもらえる補助金の額はどのように計算されるのか？

(答) 例えば、補助対象として認められた経費(税抜き)の合計額が 15 万 5500 円であった場合、小規模事業者の場合は、上限額が 10 万円と定められておりますので、補助金の額は 10 万円となります。中小企業者の場合は、上限額が 20 万円で、上限額まで 10/10 補助(千円未満切り捨て)ですので、補助金の額は 15 万 5000 円となります。

(補助金額の例)

補助対象経費(税抜き)の合計額		5 万 5500 円	15 万 5500 円	25 万 5500 円
補助金の額	小規模事業者(上限額 10 万円)	5 万 5000 円	10 万円	10 万円
	中小企業者(上限額 20 万円)	5 万 5000 円	15 万 5000 円	20 万円

なお、ここでいう「補助対象として認められた経費の合計」とは、必ずしも「実施報告書に記載した経費の合計」と同じとは限らないことにご注意ください。実施報告書に補助対象とならない経費が記載されていた場合や、領収書等の支払い証明の添付が無い場合など、書類審査の結果認められないものは補助対象経費から除かれることになります。

Q 2-4 「事業向上補助金」を受給したが、「販売促進補助金」も申請できるのか？

(答) 同じ経費を重複して申請することはできませんが、「事業向上補助金」で対象経費として計上していないもののうち、「販売促進補助金」の対象となる取り組み・対象経費に該当するものであれば申請可能です。ただし、2つの補助金は取り組みの対象期間が異なります(Q2-2参照)ので、ご注意ください。

例) 飲食店がデリバリー事業開始 小規模事業者(補助上限額 10 万円)

- ①4 月 28 日に配達用のバイクを 12 万円で購入。同日支払い
 - ②デリバリーを開始したことを広告するチラシ作成(外注)。100 枚 2 万円。5 月 1 日に配布。5 月 10 日支払い。
 - ③6 月 5 日にメニュー広告のチラシ 100 枚を 1 万円で追加発注。6 月 10 日配布。6 月 20 日支払い。
- ①～③の取組を行い、「事業向上補助金」で①のバイク購入費のみを申請している場合、「販売促進補助金」で申請可能な経費は③の 1 万円になります。②は実施が 5 月 13 日以前のため対象外になります。

Q 2-5 補助金はいつごろ振り込んでもらえるのか？

(答) 申請受付後、審査を経て、約 1 か月での支給を予定しています。「事業継続支援金」よりも時間がかかることとなりますが、支援金と比べて内容の審査に時間を要するためです。ご理解のほどお願いします。ただし、書類に不備がある場合や、申請や相談が一度に集中した場合などはこの限りではありません。

Q 2-6 補助金は課税の対象になるのか？

(答) 申現時点において、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されます。ただし、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。

3 補助対象者

Q 3-1 小規模事業者と中小企業者の違いは？

(答) 業種、資本の額等及び常時使用する従業員の数に基づいて分類されます。
詳しくは、パンフレット第3面、または記載要領(3)「(表2)対象者と業種の分類表」をご確認ください。

※パンフレット、記載要領ともに岡山市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000022210.html>



QRコードはデンソーウェブの登録商標です。

Q 3-2 主たる事業所とは？

(答) 法人の場合は、本社(本店)、個人事業主の場合は、本社と位置付けている事業所(店舗等)になります。

Q 3-3 個人事業主の場合、代表者の住民登録は岡山市であることが必要か？

(答) 個人事業主の場合は、代表者の住民登録が岡山市外であっても、主たる事業所(店舗等)が市内にあれば、本補助金の申請が可能です。補助金交付申請書の「申請者住所」には、代表者の住所(この場合市外の住所)を記載してください。

Q 3-4 個人事業主で岡山市と他都市に飲食店を営んでおり、両店舗の規模や売上に差がない場合、どちらの店舗を主たる事業所とすればよいか？

(答) 個人事業主の場合は、本社と位置付けている事業所(店舗等)が主たる事業所になります。したがって、当該事業所の所在地が岡山市内であれば、本補助金の申請が可能です。

Q 3-5 複数の店舗や事業所を有する事業者(個人事業主・法人)の場合、店舗ごとに補助を受けられるか？

(答) 同一の事業者が複数回補助を受けることはできません。申請は法人又は個人事業主単位で認められるため、複数の店舗・事業所(市内に限る)で実施した取り組み全体を、一個の補助事業(取り組み)として申請いただくこととなります。

Q 3-6 複数の事業内容を営む法人等であって、事業内容のうち補助対象にならない事業が含まれる場合、補助対象となりうる事業のみをもって申請することはできるか？

(答) 一つの法人等において営まれる事業に補助対象にならない事業を含む場合、当該法人等は申請することはできません。

Q 3-7 いわゆるフリーランスや副業者が(1)から(4)の取り組みを行った場合は補助申請ができるのか？

(答) 税務署に開業届を提出している個人事業主であれば申請が可能です。たとえ確定申告を行っていても、開業届を提出していない場合は対象外となります。

Q 3-8 常時使用する従業員の定義は？

(答) 以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a) 会社役員 (ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)

(b) 個人事業主本人および同居の親族従業員

(c) (申請時点で)育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員

* 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

(d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)

(d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※1)」の所定労働時間に比べて短い者

※1 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員(1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である)はパートタイム労働者とします。

「(d-2)パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

Q 3-9 モノ(機械部品・食品等)を製造して販売している場合、どの業種になるのか？

(答) 以下の例を参考に業種を判断してください。

例①: 事業者に製造したモノを卸している場合

⇒ 製造業

例②: 店舗を介さず、通信販売等により直接消費者に販売している場合

⇒ 製造業

例③: 製造場所と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合

⇒ 小売業

Q 3-10 モノ(機械部品・食品等)を加工して販売している場合、どの業種になるのか？

(答) 販売業務に付随して行う簡単な加工(簡易包装、洗浄、選別等)は卸売業または小売業に分類されます。
ただし、以下の加工の場合は、製造業に分類されます。

例①: ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す場合

例②: 魚をさしみや切り身にして卸す場合

Q 3-11 複数の事業(業種)を営んでいる場合は、どうやって業種を分類するのか？

(答) 1つの事業所において複数の事業を営んでいる場合は、主たる事業が該当する業種を選択してください。なお、主たる事業とは、売上高の最も大きい事業を言います。

Q 3-12 支店が複数あり、一部の支店の売上高減少率は 20%以上であるが、他の支店の売上高減少率は 20%未満である場合は補助申請ができるか？

(答) 一つの事業者(法人又は個人事業主)全体の売上高減少率が 20%以上であれば補助申請が可能です。

Q 3-13 創業後1年を経過しておらず、前年の売上高を比較できない場合、申請可能か？

(答) 令和2年4月1日までに開業している事業者であれば、申請は可能です。

業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、原則として以下のいずれかの基準をもって認定することになります。

- ① 対象とする月の売上高が、その月を含む過去3か月の平均売上高と比較して 20%以上減少していること
例えば、3月を1か月の売上高とする場合、3月の売上高と、その月を含む過去3か月(1月、2月、3月)の平均売上高を比較する
- ② 対象とする月と令和元年12月の売上高と比較して 20%以上減少していること
- ③ 対象とする月と令和元年10月から12月の平均売上高と比較して 20%以上減少していること

Q 3-14 本社が岡山市内にある法人が、市外の営業所・支店等で行った取り組みは補助対象になるか？

(答) 岡山市内の事業所で行った取り組みに限り、補助対象となります。

Q 3-15 本社が市外にある企業が、岡山市内の営業所・支店等で行った取り組みは対象になるか？

(答) 補助対象者は、主たる事業所が岡山市内にある事業者となっております。

主たる事業所とは、法人の場合は本社(本店)、個人事業主の場合は本社と位置付けている事業所をいいます。
設問の場合は、補助対象者である要件を満たしていないため、補助の対象外となります。

Q 3-16 複数の事業者が共同で取り組む事業につき、事業者ごとに補助を受けられるか？

(答) 一つの補助事業(取り組み)につき、複数の申請者が別々に申請することはできません。

また、事業者ごとに売り上げ減少率を判定するため、複数の事業者による共同申請はできません。

このような場合は、領収書の宛先となっている事業者が代表して申請してください。

Q 3-17 同一の代表者が複数の法人を経営しているが、法人ごとに補助を受けられるか？

(答) 法人ごとに補助の申請が可能です。代表者が同一かどうかは補助の要件とは関係ありません。
ただし、同一の経費について複数の法人が別々に申請することはできません。

Q 3-18 複数の店舗や事業所を有する事業者で、店舗によって取り組みの時期が異なる場合は？

(答) 対象期間内に着手し、支払いを完了したものは対象となりますが、受給は1事業者につき1回ですので、まとめて申請を行ってください。

Q 3-19 同一の事業者(個人事業主・法人)が(1)~(4)の取り組みを複数組み合わせを行った場合、取り組みごとに補助を受けられるか？

(答) 同一の事業者が複数回補助を受けることはできませんが、取り組みを複数組み合わせ申請することは可能です。この場合、複数の取り組みにかかる経費の総額を補助対象として計上できますが、補助金の上限額は種類の取り組みを行った場合と同じく、一事業者につき10万円(小規模事業者)、又は20万円(中小企業者)です。

Q 3-20 いわゆる「みなし大企業」は対象となるか？

(答) 対象になりません。なお、みなし大企業の要件は以下のとおりです。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

4 補助対象となる経費（取り組みの種類別）

Q 4-1 この補助金について発表される前に、すでに取り組みを実施したのだが補助対象となるのか？

(答) 令和2年5月14日から令和2年11月30日までの間に実施した取り組みが補助の対象となります。
経費についても同期間内に支払いを済ませているものが対象です。

なお、5月分の支払いについて月払いの場合は、日割りで按分して5月14日以降のものが対象となります。

<対象となる例>

- 飲食店が5月15日に宅配の宣伝チラシ作成を発注。出来上がったチラシのポストインを業者に委託し、5月30日に実施された
- 5月20日からインターネット販売を開始しECモールサイトに出店。年間出店料を5月31日に一括払いした(補助対象となるのは、支払い明細等で5月分~11月分出店料であることが確認できるもの)
- 従来から販売している商品の宣伝用のぼり旗を5月20日に作成発注し、6月1日設置した

<対象とならない例>

- ×商品の割引券作成を4月30日に発注し、5月5日から5月12日まで店頭で配布した
- ×移動販売飲食店を令和2年4月30日に開業し、5月31日まで利用可能なクーポン券を5月1日にポストインした。(開業日が4月2日以降のため対象外)

Q 4-2 【経費の具体例】(1) 広告宣伝・広告デザイン作成委託

令和2年5月14日から令和2年11月30日までの間に取り組み、支払いを済ませているものが対象となります。

<対象となる経費の例>

- 看板の製作・設置を外注により行ったもの ※関係法令等を遵守のうえ、設置したもの
- のぼり旗のデザイン・作成を外注により行ったもの
- チラシ・DM・パンフレットのデザイン・作成を外注により行ったもの
- チラシ・DM・パンフレット等を料金別納郵便または配送業者への委託により発送したもの
- ホームページの作成・更新を外注により行ったもの
- ホームページの維持管理を外注したもの
- ホームページを自社で作成するためのドメイン取得・レンタルサーバー料、ソフト・テンプレート購入費・利用料
※ドメイン料とレンタルサーバー料がプロバイダー料金に含まれている等、対象外経費と一括で支払っている場合は、支払い明細書等で対象経費の内訳が証明できるもの
- メニュー表の作成を外注により行ったもの
- 商品画像撮影・PR 動画作成を外注により行ったもの
- テレビ・新聞・雑誌・フリーペーパー等への掲載広告デザインを外注したもの、および掲載費
- Web 広告、デジタルサイネージ等の広告デザインを外注したもの、および掲載費
- 年間契約等している広告掲載について、対象期間(5月14日～11月30日)中に掲載されたもので、かつ、該当月の掲載料を支払ったことが証明できるもの

<対象とならない経費の例>

- × パソコン・周辺機器・セキュリティソフト等の購入(またはリース)費用
- × 通信費(切手代、インターネット回線使用料、プロバイダー料金、携帯電話料金、Wi-Fi 使用料等)
- × 商品の梱包・配送費用
- × チラシ用の店頭ラック
- × 通信量増加に伴いシステムを強化した費用
- × 支払いに係る振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等
- × 自社で作成するチラシ・DM・パンフレット・ポスター・POP・割引券・試供品等の費用
- × 文房具・事務用品費等の消耗品(はさみ、ペン、封筒、用紙、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等)
- × 名刺
- × 年賀状
- × 求人広告
- × ウェブサイトのSEO対策等、効果や作業内容が不明確なもの
- × ホームページ作成・SNS活用のためのセミナー参加料
- × アフィリエイト手数料等、売上高や販売数量等に応じて課金される経費
- × フランチャイズ本部が作成する広告物の購入
- × 本業ではない事業者を外注した費用
- × 国・県・市等、補助金の対象となっている経費

Q 4-3 【経費の具体例】(2) クーポン・割引券のデザイン作成委託（左記の送料、配信アプリ利用料を含む）

＜対象となる経費の例＞

- クーポン・割引券の作成を外注したもの
- LINE 等の電子媒体を利用して、顧客にクーポン等を配信するための店舗アプリ費用
- クーポン・割引券を料金別納郵便または配送業者への委託により発送したもの

＜対象とならない経費の例＞

- × 通信費（切手代、インターネット回線、プロバイダー料金、携帯電話料金、Wi-Fi 使用料等）
- × 支払いに係る振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等
- × 文房具・事務用品費等の消耗品（はさみ、ペン、封筒、用紙、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等）
- × 自社で作成するチラシ・DM・パンフレット・ポスター・POP・割引券・試供品等の費用
- × 本業ではない事業者を外注した費用

Q 4-4 【経費の具体例】(3) ノベルティ・サンプル品等作成委託

＜対象となる経費の例＞

- ノベルティの作成を外注により行ったもの
- サンプル品の作成を外注により行ったもの
- サンプル品を料金別納郵便または外注により発送したもの

＜対象とならない経費の例＞

- × 社名・商品名のPRが入っていないノベルティの作成
- × 支払いに係る振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等
- × 文房具・事務用品費等の消耗品（はさみ、ペン、封筒、用紙、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等）
- × 自社で作成するチラシ・DM・パンフレット・ポスター・POP・割引券・試供品等の費用
- × 本業ではない事業者を外注した費用

Q 4-5 【経費の具体例】(4) インターネット販売サイト出店料、展示会等出展小間料

＜対象となる経費の例＞

- Web 展示会・オンライン商談会の参加料
- インターネット販売のために登録するECモール登録料・利用料等
- TVショッピング、カタログ通販等の利用料・手数料等
- 展示会等への出展小間料、催事・即売会の参加料

＜対象とならない経費の例＞

- × パソコン・周辺機器・セキュリティソフト等の購入（またはリース）費用
- × Web カメラ等の機器の購入費用
- × 通信費（切手代、インターネット回線、プロバイダー料金、携帯電話料金、Wi-Fi 使用料等）
- × 旅費、交通費、食糧費
- × 商品の梱包・配送費用

- × 文房具・事務用品費等の消耗品(はさみ、ペン、封筒、用紙、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等)
- × 支払いに係る振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等
- × ウェブサイトのSEO対策等(インターネット検索で自身の Web サイトを上位に表示させる対策)で効果や作業内容が不明確なもの
- × アフィリエイト手数料等、売上高や販売数量等に応じて課金される経費

5 補助対象となる経費 (科目別)

Q 5-1 (A) 広告宣伝費

商品やサービスの広告等のために支出する費用のうち、令和2年5月14日から令和2年11月30日までの間に
取り組み、支払いを済ませているものが対象です。

<対象となる経費の例>

- 看板の製作・設置を外注により行ったもの ※関係法令等を遵守のうえ、設置したもの
- のぼり旗のデザイン・作成を外注により行ったもの
- チラシ・DM・パンフレットのデザイン・作成を外注により行ったもの
- ホームページ作成・更新を外注により行ったもの
- ホームページの維持管理を外注したもの
- ホームページを自社で作成するためのドメイン取得・レンタルサーバー料、ソフト・テンプレート購入費・利用料
※ドメイン料とレンタルサーバー料がプロバイダー料金に含まれている等、対象外経費と一括で支払っている場合は、支払い明細書等で対象経費の内訳が証明できるもの
- 商品画像撮影・PR 動画作成を外注により行ったもの
- テレビ・新聞・雑誌・フリーペーパー等への掲載広告デザインを外注したもの、および掲載費
- Web 広告、デジタルサイネージ等の広告デザインを外注したもの、および掲載費
- 年間契約等している広告掲載について、対象期間(5月14日～11月30日)中に掲載されたもので、かつ、該当月の掲載料を支払ったことが証明できるもの

<対象とならない経費の例>

- × パソコン・周辺機器・セキュリティソフト等の購入(またはリース)費用
- × 通信費(切手代、インターネット回線使用料、プロバイダー料金、携帯電話料金、Wi-Fi 使用料等)
- × 商品の梱包・配送費用
- × チラシ用の店頭ラック
- × 通信量増加に伴いシステムを強化した費用
- × 支払いに係る振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等
- × 自社で作成するチラシ・DM・パンフレット・ポスター・POP・割引券・試供品等の費用
- × 文房具・事務用品費等の消耗品(はさみ、ペン、封筒、用紙、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等)
- × 名刺
- × 年賀状
- × 求人広告
- × ウェブサイトのSEO対策等、効果や作業内容が不明確なもの

- ×アフィリエイト手数料等、売上高や販売数量等に応じて課金される経費
- ×フランチャイズ本部が作成する広告物の購入
- ×グループ企業や関連会社、自社の役員や社員等への支払い
- ×専門家による助言に対する謝金
- ×本業ではない事業者に外注したもの
- ×国・県・市等、補助金の対象となっている経費

Q 5-2 (B) 販売促進費

商品やサービスを直接的に宣伝する費用のうち、令和2年5月14日から令和2年11月30日までの間に取り組み、支払いを済ませているものが対象となります。

＜対象となる経費の例＞

- クーポン・割引券の作成を外注したもの
- LINE等の電子媒体を利用して、顧客にクーポン等を配信するための店舗アプリ費用
- 社名・商品名を入れたノベルティの作成を外注により行ったもの
- サンプル品の作成を外注により行ったもの
- 販促のための懸賞等の賞品の作成を外注により行ったもの
- 店頭でのPOPの作成を外注により行ったもの
- メニュー表の作成を外注により行ったもの
- 展示会等の商品パネル作成を外注により行ったもの

＜対象とならない経費の例＞

- ×割引キャンペーン等での割引額に相当する売り上げへの補填
- ×通信費(切手代、インターネット回線使用料、プロバイダー料金、携帯電話料金、Wi-Fi使用料等)
- ×支払いに係る振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等
- ×自社で作成するチラシ・DM・パンフレット・ポスター・POP・割引券・試供品等の費用
- ×文房具・事務用品費等の消耗品(はさみ、ペン、封筒、用紙、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等)
- ×商品券・プリペイドカード等の金券
- ×グループ企業や関連会社、自社の役員や社員等への支払い
- ×専門家による助言に対する謝金
- ×本業ではない事業者に外注したもの
- ×国・県・市等、補助金の対象となっている経費

Q 5-3 (C) 通信費

広告宣伝に係る印刷物等の発送に要した費用のうち、令和2年5月14日から令和2年11月30日までの間に取り組み、支払いを済ませているものが対象となります。

＜対象となる経費の例＞

- チラシ・DM・パンフレット等を料金別納郵便または配送業者への委託により発送したもの

- クーポン・割引券を料金別納郵便または配送業者への委託により発送したもの
- サンプル品を外注により発送したもの
- ＜対象とならない経費の例＞
- ×切手、インターネット回線、プロバイダー料金、携帯電話料金、Wi-Fi 使用料等
- ×商品の梱包・配送費用
- ×送料無料キャンペーンに要した送料
- ×本業ではない事業者に外注したもの
- ×国・県・市等、補助金の対象となっている経費

Q 5-4 (D) 利用料・手数料

販売・サービスの提供に対して支払う利用料・手数料が対象となります。

＜対象となる経費の例＞

- Web 展示会・オンライン商談会の参加費用
- インターネット販売のために登録するECモール登録料・利用料等
- TVショッピング、カタログ通販等の利用料・手数料等
- 展示会等への出展小間料
- 催事・即売会の開催経費のうち、利用料・手数料に該当するもの

＜対象とならない経費の例＞

- ×インターネットを利用した展示会や商談会等への参加のため、導入する Web 会議システム等のサービス利用料
- ×ウェブサイトのSEO対策等(インターネット検索で自身の Web サイトを上位に表示させる対策)で効果や作業内容が不明確なもの
- ×アフィリエイト手数料等、売上高や販売数量等に応じて課金される経費
- ×支払いに係る振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等

6 申請の流れ・添付書類について

Q 6-1 申請書はいつ出せばいいのか？取り組みを行う前に提出する書類はないのか？

(答) 取り組みを実施し、経費の支払いを終えてから申請書類一式を提出していただくこととなります。申請と審査を簡略化するため交付申請と実績報告を1度に行うこととしており、事前の提出は必要ありません。

Q 6-2 確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合、前年同月の売上を売上台帳(もしくは試算表)で代替することができるか？

(答) 確定申告書の写しの添付は必須です。確定申告をしていないことを理由に前年売上の確認を他の書類で代替することは認められません。

Q 6-3 青色申告を行っている場合で、所得税青色申告決算書を提出しなかった場合はどうなるのか？

(答) 青色申告を行っている場合で、所得税青色申告決算書の提出がない場合は、白色申告を行っている方等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

Q 6-4 法人で、事業年度の確定申告の申告期限前である場合や申告期限が延長されている場合など、自己都合以外の相当の事由により対象月の直近の事業年度の確定申告書類の写しが提出できない場合、前年同月の売上を確認する書類としてどのような書類を添付すればよいか？

(答) 2事業年度前の確定申告確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書（月別売上高が記載のもの）の写しを提出してください。

Q 6-5 事業継続支援金の支給決定を受けているが、販売促進補助金の申請にも、再度確定申告書の写し等、売上減少率が確認できる書類の提出が必要か？

(答) 事業継続支援金の支給決定を受けている場合は、決定通知の写しを添付することで、売上高の減少率が確認できる書類等を省略できます。詳しくはパンフレットの「申請の流れ」をご確認ください。

Q 6-6 「セーフティネット4号」で売上高の減少率が20%以上である認定を受けているため、この認定書の写しを「(4)売上高の減少率が確認できる書類」に代えて提出したいが、当該認定書の有効期間が過ぎたものは使えないのか？

(答) 本補助金については、有効期間を過ぎた認定書でも使用することができます。「セーフティネット4号」以外の、「危機関連保証」・「中小企業体質改善資金融資」についても扱いは同じです。ただし、いずれの場合も認定書の減収対象月が2月～10月であり、かつ最近1か月間の売上高等の減少率が20%以上であるものに限りです。

Q 6-7 所得税がかかっていない又は少額のため確定申告が必要ない事業者は確定申告書が添付できないが、その場合の添付書類は？

(答) 開業届、納税証明書、市県民税申告書を添付してください。審査の上書類の追加が必要になる場合があります。

Q 6-8 クレジットカードで支払いを行ったときに必要な添付書類は？

(答) 次の①②③を添付してください。

- ① クレジット払いであること及び金額の内訳が明記された領収証
「クレジット払い」の記載が無い場合：カード利用時に発行されるカード売上票お客様控えを添付
金額の内訳の記載がない場合：レシート等内訳がわかるものを添付
- ② カード会社発行の「カード利用明細」(インターネットによる明細を印刷したものでも可)
- ③ 引き落としが確認できる通帳の写し

Q 6-9 クレジットカード決済で購入した場合、対象期間内に代金の口座引き落としが完了する必要があるか？

(答) 対象期間内にクレジットカードで購入したが、代金の口座引き落としが11月30日までに完了しない場合は、募集期間にQ6-8の①②を添付して申請した上で、引き落としが完了した後に③を追加送付してください。

Q 6-10 添付書類について詳しく知りたい。

(答) 「記載要領(4) 添付書類について」をご覧ください。

岡山市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000022210.html>



QRコードはデンソーウェブの登録商標です。